**令和元年度第３回障害のある人もない人も安心して暮らせる**

**高知県づくり条例（仮称）検討委員会の概要**

**１ 日 時** 令和元年１０月２１日（月）１４時００分から１６時００分

**２ 場 所** 高知城ホール　２階　小会議室

**３ 検討内容**

**（１）事業者の合理的配慮の提供の義務化について**

主な意見

* 合理的配慮の提供の前提となる意思疎通が困難な障害者に対する意思疎通支援についてはどうするのか等、個別支援の課題もある。
* 各委員から報告された課題について、不当な差別的取扱いなのか、合理的配慮の不提供に関するものか、分類に混乱が見られる。
* 事業者側にヒアリングを行えば、様々な疑問や懸念が出てくることが予想されるが、その生の声を収集し、合理的配慮の提供とはどのようなものか説明することや、対応策を示すことなどによって義務化への論点整理が出来るのではないか。

今後の方向性

* 事務局が、商工・経済関係団体など、事業者側の懸念される課題を広く丁寧にヒアリングし、検討委員会で再度議論を進めていく。

**（２）紛争解決の仕組みについて**

主な意見

* 勧告、公表の規定については行政処分ではないが、特に公表については事業者側に大きな影響を与えることとなるため、県がこの権限を持つ根拠などについて、合理的配慮の提供の義務化と合わせて議論をすべきである。
* 助言、あっせんなどの対象事案を不当な差別的取扱いのみに限定している都道府県や、合理的配慮の提供について事業者は努力義務であっても助言、あっせん、勧告、公表まで規定している都道府県もあるなど、整理の仕方は様々である。
* 本来の目的は建設的対話を促し、共生社会を目指すものであるため、勧告・公表を行うことが前提ではなく、方法論として勧告・公表などは設けておいていいのではないか。
* 合理的配慮の提供の義務化とセットで議論する必要があると思われるので、次回事業者側からの情報がそろってから再度議論したい。
* 少し先の議論になると思うが、専門の相談員を新たに配置するのであれば、相談員にはかなりの力量が問われるであろう。
* 紛争解決の仕組みが条例の肝になるので、その窓口である相談員は重要な立場。相談員を指導する役割も必要ではないか。虐待対応専門チームのように専門の者が相談対応に入る仕組みを考えるべきではないか。
* 他県がどのような人材をどう配置しているかなど、相談体制のシステムについても更に情報収集が必要。